

豊かで美しい自然、
人と人のふれあいを
大切にするまちをめざして



未来のまちづくりのために

基礎固めをしっかりと

第4号

2004.7

編集・発行 檜山北部3町合併協議会事務局

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島63番地の1(北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp

第五回合併協議会開催	……2
第一回新町建設計画策定小委員会開催	……7
檜山北部3町を訪ねて	
第三回 北檜山町	……8

未来のまちづくりのために

活発な議論を展開



第5回合併協議会開催

第5回檜山北部3町合併協議会が、平成16年6月25日(金)に瀬棚町町民センターで開かれ、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」「地域自治組織及び地域協議会の取扱い」「特別職の身分の取扱い」「組織及び機構の取扱い」「公共的団体等の取扱い」についての協議を行ないました。

新しい夢と希望の持てる未来のまちづくりのために活発な協議が行なわれました。

協議事項

◎農業委員会委員の定数及び任期の取扱い(承認)

この協議事件については、前回の協議会において小委員会に付託をしてはという意見も出されましたが、現在、国会の中で農業委員会の基準面積算定の見直しや選挙委員の下限定数を廃止しようとする法律の一部改正が審議されているところから、その内容を見てから協議を進めてはということ、継続協議となっていました。この農業委員会法の一部改正が五月十九日に参議院で可決されたことで、再度調整内容について協議をしました。

■主な意見・質問

意見—結論として調整内容に賛成です。三町それぞれ他町の農地利用に関して、実際にはよく分からないのが実態だと思います。そこで、在任特例で現在の農業委員さんに在任していただいて、合併後新町の議会で農業委員さんを決定していただくという形が望ましいと思います。意見—基本的には賛成です。しかし、

法律改正の内容

- ★農業委員会の必置基準面積算定の見直し
 - ・必置基準面積の算定から生産緑地以外の市街化区域内農地面積を除外(具体的な数値は政令に委任)
- ★選挙委員定数の下限の条例への委任
 - ・選挙委員の法定下限定数を廃止し、条例へ委任
- ★農業委員会活動の重点化
 - ・農地に関する業務及び農業経営の合理化に関する業務に重点化
- ★選任委員の選出方法の見直し
 - ・団体推薦委員の推薦主体に土地改良区を追加。また、議会推薦委員の定数の上限を引き下げる(五人以内↓四人以内)
- ★選挙委員の解任方法の見直し
 - ・選挙委員の解任制度を全員対象から特定の委員を対象とするものに変更
- ★農業委員会の部会制度の見直し
 - ・農地部会の必置規制を廃止する一方、複数設置を認める

三町の農業委員の給料の格差、任期、人数等、中身の内容がそれぞれ違いますので、時間をかけて、詳細にわたって調整するのがいいと思います。意見—どこかで合意点を見つければなりません。農業委員の改選は北檜山の改選期に合わせてやり、十カ月間在任して、その後合併選挙をやるというふうに考えています。

協定項目
7

農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

(継続協議)

調整内容

新町に1つの農業委員会を置き、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8号第1項第1号の規定を適用し、合併後、北檜山町農業委員会の任期満了月まで引き続き新町の農業委員会委員の選挙による委員として在任をする。合併後の選挙委員の定数は、法定定数以内とする。

新町に1つの農業委員会を設置した場合における、委員会定数及び在任数は次のとおりとなります。

原 則	◆定数 28人以内	在 任 特 例	◆定数 38人以内
	①選挙による委員 1～20人 (下限定数の廃止により、 条例で選挙委員数を定める)		①選挙による委員 30人
	②選任委員 8人以内		②選任委員 8人以内
	・議会推薦 4人以内		・議会推薦 4人以内
	・農業協同組合推薦 2人(各1名)		・農業協同組合推薦 2人(各1名)
	・農業共済組合推薦 1人		・農業共済組合推薦 1人
	・土地改良区推薦 1人		・土地改良区推薦 1人

協定項目
10

地域自治組織及び地域協議会の取扱い

調整内容

旧町毎に市町村合併に関する新法等の制定に基づく地域自治組織(特別地方公共団体タイプ)を設置する。
旧町毎に合併特例法に基づく地域協議会を設置する。

◎地域自治組織及び地域協議会の取扱い

この協議事件については、合併特例区の方法を原則としながら、幹事会でさらに具体的に検討をしていくというところで、当分の間継続協議となりました。

■主な意見・質問

質問—合併特例区の設置期間が五年が限度ということですが、もう少し延ばせるような施策はないのですか。
回答—五年を終わった段階で、一般制度の中で特例区を置くことはでき

ます。これには法人格はなく、若干組織的なものでの差異はありますが、続けていくことは可能です。

質問—合併特例区の財源は、合併町から移転財源という形で交付されると思いますが、それをもとに、独自の予算をつくって執行していけるのですか。

回答—総合支所を置く関係上、合併特例区の予算だけではなく、支所総体としての予算をある一定程度配分して、住民サービスをしていきます。

地域自治組織については、特別地方公共団体タイプ(法人格を有するタイプの合併特例区)を原則的に3町に設置することになりました。(ただし、北檜山町は行政運営に支障がある場合は、別な地域自治組織も設置可)この基本姿勢として、各町の合併後における住民自治体制をできるだけ変化させないように、また、住民の意向を反映させる機能を持たせることなどを確認しました。また、旧町ごとに地域協議会を置くことになりました。今後幹事会において十分な総合支所的な組織のあり方を含めて具体的に検討し、再度調整内容について提案をしていくということで継続協議となりました。

協定項目
11

特別職の身分の取扱い

調整内容

○常勤の特別職

- ・町長、助役、収入役、教育長の身分については、法令等の定めるところによる。
- ・報酬等については、現行報酬額及び同規模自治体の報酬額の例をもとに、合併時までに調整する。

○議会議員

- ・議会議員の報酬については、現行報酬額及び同規模自治体の報酬額の例をもとに、合併時までに調整する。

○行政委員会

- ・行政委員会の委員の定数、任期については、法令の定めるところによる。ただし、公平委員会は、檜山広域行政組合の取扱いにより決定する。
- ・行政委員会の委員の報酬については、現行報酬額及び同規模自治体の報酬額の例をもとに、合併時までに調整する。

○その他特別職（附属機関）

- ・その他の特別職については、合併により失職することとなるが、現に3町で設置されており、新町において引き続き設置する必要があるものは、原則として統合する。一つの町のみを設置されているものは、新町においてその必要性、地域性を考慮し調整する。
- ・人数、任期、報酬額は、現行の制度をもとに、調整する。

新設合併の場合の常勤の特別職の身分

	平成 17 年 9 月	10 月	11 月	12 月
議 会	議会招集の告示 新町初議会	○議長・副議長選挙 ○常任委員等の選任 ○専決処分した案件 ○議員提出案件 ※在任特例を適用した場合	臨時議会 ○人事案件等	定 例 議 会 ○新町施政表明 ○教育長教育方針表明 ○平成 17 年度本予算
常 勤 の 特 別 職	町 長	町長職務執行者 (地方自治法施行令第 1 条の 2 町の設置の日から 50 日以内選挙)	町長選挙告示(7 日間) 町長選挙	(地方自治法第 140 条)
	助 役		助役(選任)	(地方自治法第 163 条)
	収入役	収入役職務代理者 (地方自治法第 170 条第 5 項)		収入役(選任) (地方自治法第 168 条第 7 項)
	教育長	教育委員会委員(選任) ○教育委員会会議の招集 教育長(互選) (地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 19 条)		教育委員会委員(任命) 教育長 教育長を除く委員のうちから、教育委員会が任命 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 20 条)

◎特別職の身分の取扱い
(承認)

任意協議会にて提案された基本事項を踏まえ、幹事会で作成した調整案に沿って協議が進められました。

■主な意見・質問

質問—合併特別区の長は、その合併後に町長が決まり、その町長の選任で決まるのですね。特別区の長たる者の報酬は、特別職の中にはないのではないのですか。

回答—地域協議会と自治組織の中でうたつていこうという考えでしたが、合併後の区長である

者は特別職という方向で調整をさせていただき、次回の協議会において調整の内容について提出したいと思いません。

質問—任意協でまとめた当初原案では、「類似団体を参考にし」とありましたが、今回「同規模自治体」という表現に変わっています。この違いを分かりやすく説明してほしい。

回答—総務省が行なっている類似団体状況に関する調べの中に、それぞれ町村のランクがあります。そのランクを基本に物を考えようということ、任意協では「類似団体」という表現を使用しました。同規模自治体は、類似団体とは算定の根拠が違います。人口要件、町の四役の状況、議会議員の状況等、いろいろ

るなものを加味していただきますので、基礎になる部分の数値が違うということ、任意協議会の表現と今回の法定協議会の表現の違いが出てきました。

質問—報酬の関係で、合併時までに調整するものが余りにも多くなってきたようですが、幹事会で、目安等の話し合いはしたのですか。
回答—そこまで検討する時間がございませんでした。ある程度検討してみたいと思います。

◎組織及び機構の取扱い(承認)
任意協議会では協議を行なっていないため、協議会で調整することが確認されました。

組織及び機構の取扱い

協定項目
13

調整内容

新町の組織及び機構については、「新町の組織及び機構の整備方針」に基づき整備するものとする。

《新町の組織及び機構の整備方針》

1. 基本的な考え方

新町において総合的な行政サービスが提供できるよう、支所となる旧町の役場を有効活用し、窓口業務のほか、住民生活に密着した業務及び地域振興に関する業務を行うなど、行政サービスが低下しないよう十分配慮した組織・機構とするものとする。

なお、新町の行政組織・機構の整備に関しては、行政サービス水準の維持に努めるよう、次の方針により整備するものとする。

2. 整備方針

- (1) 北檜山町役場を本庁舎とし、大成町役場及び瀬棚町役場にそれぞれの行政区域を所管する支所を置く。
- (2) 合併後の多様な行政問題に迅速かつ的確に対応できる組織・機構とする。
- (3) 町民の声を適切に反映できる組織・機構とする。
- (4) 町民にわかりやすく、利用しやすい組織・機構とする。
- (5) 指揮命令系統を簡素化し、責任の所在が明確な組織・機構とする。
- (6) 簡素で効率的な組織・機構とする。

協定項目
17

公共的団体等の取扱い

1. 公共的団体の定義

- ①公共的団体とは、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、生活協同組合、商工会等の産業団体、老人ホーム、育児院、赤十字社等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会、教育会、体育会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人・私法人でもよく、また、法人でなくともよい。
- ②公共的団体とは、公共的団体の事務所が当該地方公共団体の区域内にあるときはもちろん、たとえ公共的団体の主たる事務所がほかの地方公共団体の区域内にあっても、その支部なり、出張所が当該団体内に設けられているもの、さらには、支部または出張所も設けられていないが、その公共的団体の活動が明らかに当該普通地方公共団体の区域内において行なわれているというようなものも含まれると解するのが妥当。

2. 公共的団体の活動

公共的団体の活動とは、その団体本来の公共活動をいうのであって、公共的団体の内部組織（たとえば、役員の選任行為）には及び得ないと解するべきである。

3. 総合的調整を図るため、これを指揮監督する

公共的団体相互間の総合調整を図るためばかりでなく、これら公共的団体の産業、経済、文化、社会の各般にわたる事業活動をして当該普通地方公共団体の行政との間に適切な調和と協力を保たしめるためにも公共的団体を指揮監督することができるものと解される。

公共的団体等として協議する団体

「公共的団体等の取扱い」として協議する団体等については、3町が合併することにより、公共的団体として統合しなければならぬもの、または統合の必要性がある団体となります。次の団体に分類されます。

- (1) 団体の設置について3町が関与（補助）している団体
- (2) 3町の区域をもって設置する旨の法的根拠がある団体
- (3) 市町村の事業について大きく関与している団体

調整内容

公共的団体等については、新町の速やかな一体性を確保するため、それぞれの自主性を尊重しながら統合するよう努めることとする。

- ①3町に共通している団体は、合併時に統合するよう調整に努めることとする。
- ②3町に共通している団体で、実情により合併時に統合できない団体は、合併後速やかに統合するよう調整に努める。
- ③3町に共通している団体で、統合に時間を要する団体は、将来統合するよう調整に努めることとする。
- ④国、北海道等の指導に基づき設置された団体は、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。
- ⑤各町独自団体は、原則として現行のとおりとする。

◎公共的団体等の取扱いについて (承認)

任意協議会での基本的な考え方として提案された調整内容案についての説明がありました。

■主な意見・質問

意見—この協議事項の案でいいかと思いません。多くの団体を、事務局だけで一体化を図るというのは大変だと思えますので、前向きにその団体等で協議していただくことも検討していただきたい。

第1回 新町建設計画策定小委員会

主な議題

- ・委員長及び副委員長の互選
会議録署名委員の指名
- ・新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定



新町まちづくりプラン（新町建設計画）の策定スケジュール

月	手 順	内 容
4月	策定準備	○第1回協議会において策定方針決定 ○各町主要計画事業の調査 ○委託業者選定〔(株)ぎょうせい〕
5月	提案 事業集約	○第3回協議会に提案 「新町建設計画策定小委員会」を設置付託 ○各町主要計画事業集約 ○幹事会開催＝内容協議調整 ○業者から計画の素案提案 ○第4回協議会で小委員会委員指名
6月	協議・調整	○事業集約・調整 ○幹事会開催＝第1回小委員会提案議案調整 ○第1回小委員会開催 ・正副議長互選 ・計画内容(案)協議
7月	協議・調整	○幹事会開催＝計画内容調整等 ○第2回小委員会 ・計画内容(案)協議 ○必要に応じ随時小委員会開催 ○北海道知事あて事前協議(計画素案)
8月		○必要により随時小委員会開催
9月 ～ 10月		○小委員会において計画(案)を作成＝北海道との協議の進捗状況による ○小委員会から協議会に計画(案)を報告 ○小委員会において計画(案)を決定 ○ダイジェスト版作成(町民に配布:説明) ○計画の最終調整
11月	決 定	○北海道知事へ正式協議 ○知事の回答を受けて協議会で正式決定 ○総務大臣・北海道へ送付

日 時 平成16年6月28日(月)
午後1時30分～
場 所 北檜山町健康センター
出席委員 10名

小委員会は、大成町、瀬棚町及び北檜山町が合併した場合における「新町のまちづくりプラン（新町建設計画）」の作成について、協議、または調整するものです。

委員長
瀬棚町 平田 泰雄(町長)

副委員長
北檜山町 斉藤洋一郎(議会議長)

委員
大成町 花田千賀志(町長)
大野 忠勝(議会議員)
朝倉 満(町民代表)

瀬棚町 濱口 勝利(議会議員)
用名 要一(町民代表)

北檜山町 内田 東一(町長)
中山 修身(町民代表)

檜山支庁 小田 千秋(地域政策部長)

檜山北部3町を訪ねて 北檜山町

人口 6,037 人 (男 2,921 人 女 3,116 人) 世帯数 2,464 面積 379.033km²
(平成 16 年 6 月末現在のデータ)

概要

北檜山町は檜山支庁管内北部の中央部に位置し、東は今金町、八雲町、南は大成町、北は瀬棚町及び島牧村に接し、西は日本海に面しています。

地勢は北部と南部は山岳地帯となっており、その間を後志利別川と太檜川が東西に流れ日本海に注いでいます。その流域は肥沃な平坦地で水利に恵まれた水田地帯となっています。

基幹産業は農業で、主要産物は米と牛乳となっています。

【玉川公園】玉川神社を中心に広がり、豊かな水田風景や遊楽部岳などを望める小高い丘の公園です。毎年 5 月には約 30 種類、30 万株の水仙が咲き誇ることから、別名「水仙公園」とも呼ばれており、その様子は、まるで黄色いじゅうたんを敷きつめたようです。



沿革

明治 35 年に瀬棚村から東瀬棚町が分村し、昭和 28 年の町制施行により東瀬棚町になり、昭和 30 年に東瀬棚町と太檜村が合併して現在の北檜山町になりました。

協議会は公開しています

協議会は公開していますので、傍聴することができます。詳しくは、合併協議会事務局までお問い合わせください。

皆様の傍聴をお待ちしています。

※日時は都合により変更となる場合がありますので、ご確認ください。

第 7 回合併協議会(予定)

日時：平成 16 年 8 月 13 日(金)午後 1 時 30 分～

場所：大成町 町民センター

第 8 回合併協議会(予定)

日時：平成 16 年 8 月 27 日(金)午後 1 時 30 分～

場所：北檜山町 健康センター

新町の名称

募集中

(期限は 8 月 10 日まで)

一緒に配布されています募集チラシの専用応募ハガキ、もしくはファックス、Eメールで檜山北部3町合併協議会事務局へ応募ください。

ご意見、ご質問をお寄せください。

合併協議会事務局では、皆様の合併に関するご意見やご質問をお待ちしております。

お問い合わせは

檜山北部3町合併協議会事務局

<http://www.kaigiroku.net/hiyamahokubu3gappei/index.html>

〒049-4592 北海道瀬棚郡北檜山町字徳島 63 番地の 1 (北檜山町役場内)

TEL 01378-4-5111 FAX 01378-4-4657 E-mail gappei4@kitahiyama.hiyama.or.jp